

平成29年2月10日開催

# 議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

平成29年2月10日(金)午後2時 紀南文化会館 4階 研修室

農業委員数39名

出席者34名

1番 山崎 清弘	2番 玉置 俊裕	3番 桑原 壽	4番 棒引 昭治
	6番 向日 一義	7番 前田 登	8番 森 敦孝
9番 更井 寛司	10番 丸屋 弘吉	11番 小谷 清雅	12番 皿田 功
13番 田渕 宏	14番 中山 敏久	15番 瀧本 和明	16番 杉若 陽一
17番 泉 雅行		19番 横尾 泰行	20番 青木 登
21番 那須 京子	22番 那須 克	23番 上森 力	24番 寒川 加代子
	26番 鈴木 直孝	27番 溝口 健治	28番 上中 悠司
29番 坂本 茂久		31番 岡上 達	32番 長嶺 博司
33番 川井 洋之	34番 中村 洋子	35番 矢敷 勇氣男	36番 松本 忠巳
37番 峯園 五郎		39番 蔭地 明一	

欠席者	5番 市橋 宗行	18番 坂本 一馬	25番 玉置 伸
	30番 松窪 俊英	38番 石谷 強	

事務局	局長 平田 耕一	農地係長 岡内 伸午	主査 松平 忠敏
会議録署名委員	37番 峯園 五郎	39番 蔭地 明一	

議 長 皆さん、こんにちは。大変不規則な天候で、厳しい寒波が日曜日くらいまで続くようでございます。最近では梅の花もちらほらと咲き始め、一部では満開に近いようなところもあるようでございます。この寒さがどのように影響されるか心配です。また、みかんに関しても雪焼け等の影響も懸念される所です。それでは早速進めさせていただきます。

議 長 それでは最初に、農業振興課から平成28年度農地保全対策事業についての説明があります。

農振課 田上 平成28年度農地保全対策事業について説明あり。

議 長 それでは田辺市農業振興地域整備促進協議会を開催いたします。田辺農業振興地域整備計画変更申請について事務局の説明をお願い申し上げます。

農振課 尾花 田辺農業振興地域整備計画変更申請の除外申請について説明いたします。  
1番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は0.81㎡、地目は台帳、現況共に畑、申請の理由は分譲住宅です。2番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は89㎡、他1筆、合計154㎡、地目は台帳が田、現況が宅地、申請の理由は倉庫用敷地・道路です。3番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は381㎡、地目は台帳、現況共に畑、申請の理由は一般住宅です。4番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は475㎡、地目は台帳、現況共に田、申請の理由は一般住宅です。5番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は4.76㎡、他12筆、合計795.34㎡、地目は台帳が田、現況が畑、申請の理由は資材置場

用地・道路です。6番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は55㎡、他5筆、合計392.91㎡、地目は台帳が田、現況が畑、申請の理由は資材置場用地・道路です。7番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は19㎡、他3筆、合計233㎡、地目は台帳が田、現況が道路、申請の理由は資材置場用地・道路です。8番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は337㎡、地目は台帳、現況共に畑、申請の理由は太陽光発電施設です。9番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は53㎡、地目は台帳が畑、現況が道路、申請の理由は道路です。10番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は528㎡、地目は台帳が雑種地、現況が畑、申請の理由は事務所・車庫です。11番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は725㎡、他3筆、合計1,233㎡、地目は台帳が山林、現況が畑、申請の理由は共同住宅です。12番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は363㎡、地目は台帳、現況共に畑、申請の理由は太陽光発電施設です。13番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は233㎡、地目は台帳、現況共に田、申請の理由は太陽光発電施設です。14番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は548㎡、地目は台帳、現況共に畑、申請の理由は駐車場です。15番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は110㎡、他1筆、合計163㎡、地目は台帳、現況共に畑、申請の理由は庭・道路です。16番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は563㎡、地目は台帳、現況共に畑、申請の理由は太陽光発電施設です。17番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は175㎡、他1筆、合計756㎡、地目は台帳、現況共に畑、申請の理由は太陽光発電施設です。18番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は1,191㎡、地目は台帳、現況共に畑、申請の理由は一般住宅です。19番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は917㎡、地目は台帳、現況共に畑、申請の理由は店舗です。20番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は974㎡、他1筆、合計1,546㎡、地目は台帳、現況共に畑、申請の理由は分譲住宅です。田辺農業振興地域整備計画変更申請、除外20件、除外合計は10,863.06㎡です。続きまして、龍神農業振興地域整備計画変更申請です。1番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は259㎡、地目は台帳、現況共に田、申請の理由は太陽光発電施設です。龍神農業振興地域整備計画変更申請、除外1件、除外合計は259㎡です。続きまして、中辺路農業振興地域整備計画変更申請です。1番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は459㎡、他1筆、合計1,394㎡、地目は台帳、現況共に田、申請の理由は太陽光発電施設です。2番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は284㎡、他1筆、合計442㎡、地目は台帳、現況共に田、申請の理由は太陽光発電施設です。3番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は1

8 1 m<sup>2</sup>、地目は台帳が田、現況が雑種地、申請の理由は一般住宅です。中辺路農業振興地域整備計画変更申請、除外 3 件、除外合計は 2, 0 1 7 m<sup>2</sup>です。以上です。

- 議 長 はい、ありがとうございます。それでは、逐条審議をお願い申し上げます。田辺農業振興地域整備計画変更申請の 1 番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ありません。
- 議 長 はい、2 番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。2 番、3 番について異議ございません。
- 議 長 はい、4 番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。4 番について異議ございません。
- 議 長 はい、5 番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。5 番、6 番、7 番、8 番について異議ございません。
- 議 長 はい、9 番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。家に入る道です。異議ございません。
- 議 長 はい、1 0 番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1 0 番、1 1 番について異議ございません。
- 議 長 はい、1 2 番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1 2 番、1 3 番について異議ございません。
- 議 長 はい、1 4 番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1 4 番、1 5 番、1 6 番について異議ございません。
- 議 長 はい、1 7 番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1 7 番は太陽光発電をする予定です。異議ございません。1 8 番は息子の家を建てる予定です。異議ございません。
- 議 長 はい、1 9 番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1 9 番、2 0 番についてはこの付近は住宅が虫食いのようになっています。異議ございません。
- 議 長 田辺農業振興地域整備計画変更申請の 2 0 件について異議なしとのことでございますが、そのように取り計らってよろしいでしょうか。
- 委員 全員 異議なし。
- 議 長 はい、それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、龍神農業振興地域整備計画変更申請の 1 番お願いします。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1 番について異議ございません。
- 議 長 龍神農業振興地域整備計画変更申請の 1 件について異議なしとのことでございますが、そのように取り計らってよろしいでしょうか。
- 委員 全員 異議なし。
- 議 長 はい、それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、中辺路農業振興地域整備計画変更申請の 1 番お願いします。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1 番、2 番、3 番について異議ございません。
- 議 長 中辺路農業振興地域整備計画変更申請の 3 件について異議なしとのことでございますが、そのように取り計らってよろしいでしょうか。
- 委員 全員 異議なし。
- 議 長 はい、それでは、そのようにさせていただきます。

- 〇〇番 委員 景観に関連する今後の県の指針等について質問あり。
- 平田 局長 今県では周囲の景観に対しての影響が懸念されますので、ガイドラインを策定中でございます。ホームページ上でも県民の皆さんからのご意見を聞かせてもらっていると伺っています。太陽光発電施設など大規模なものにつきましても届出や植栽等の指導など、今後示されるものと思います。
- 議 長 それでは続きまして、農用地利用集積計画の合意解約についての報告をお願いします。
- 農振課 田上 それでは、農用地利用集積計画の合意解約について報告させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の766㎡です、他2筆、合計3,224㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の合意解約をした日は平成29年1月16日です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の5,574㎡です。貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の合意解約をした日は平成29年1月20日です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の1,311㎡です。貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の合意解約をした日は平成29年1月24日です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の198㎡です。他14筆、合計8,024㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は平成29年1月10日です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の588㎡です。他2筆、合計1,516㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は平成29年1月27日です。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の347㎡です。他2筆、合計1,339㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は平成29年1月27日です。追加議案の1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の3,752㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は平成29年2月2日です。以上、報告させていただきます。
- 議 長 はい。ありがとうございます。それでは農用地利用集積計画の合意解約等について、ご意見ご質問はありませんか。
- (なしの声あり。)
- 議 長 それでは、ないようでございますので、報告とさせていただきます。続きまして、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権設定について事務局からの説明をお願いします。
- 農振課 田上 田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権設定について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の664㎡、他1筆、合計1,176㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜と苗木、期間は平成29年3月1日から平成32年2月28日の新規です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の3,370㎡、他2筆、合計6,168㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、全体で年間10万円、持参払い、期間は平成29年3月1日から平成32年2月28日の更新です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の291㎡、他3筆、合計2,677㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、全体で年間2万円、持参払

い、期間は平成29年3月1日から平成44年2月28日の更新です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の198㎡、他14筆、合計8,024㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は平成29年3月1日から平成34年2月28日の新規です。合計4件、24筆、18,045㎡、貸し手4名、借り手4名です。続けて、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による所有権移転について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の3,512㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、利用目的はみかん、対価は300万円、口座払い、所有権移転の時期、引渡しの時期は平成29年2月22日です。合計1件、1筆、3,512㎡、売り手1名、買い手1名です。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 はい。ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。  
 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番について異議ございません。  
 議 長 はい、2番。  
 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。2番、3番について異議ございません。  
 議 長 はい、4番。  
 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。4番について異議ございませんが、継続ではないのですか。

農振課 田上 4番については耕作人が新たに代わるということで新規となっています。  
 議 長 はい、ありがとうございます。4件について異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。  
 議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による所有権移転の申し出について、ご審議願います。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。あっせんですので異議ございません。  
 議 長 はい、ありがとうございます。1件について異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。  
 議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。それでは定例委員会に移りたいと思います。本日の欠席委員さんは、5番市橋宗行委員さん、18番坂本一馬委員さん、25番玉置伸委員さん、30番松窪俊英委員さん、38番石谷強委員さんより欠席の届けが出てございます。本日の会議録署名委員に、37番峯園五郎委員さん、39番蔭地明一委員さんよろしくお願いいたします。本日の議案は、議案第1号農地法第3条申請について、議案第2号農地法第5条申請について、議案第3号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について、議案第4号農地の形状変更願について、報告第1号農地等売渡あっせん成立について、報告第2号農地法施行規則第53条第1項第14号による協議について上程させていただきます。それでは議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願い申し上げます。

松平 主査 1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条申請を説明させていた

できます。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は252㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,383㎡、他1筆、合計1,498㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は656㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は2,129㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借11年間設定です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は441㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は5,574㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、交換です。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は408㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、交換です。8番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は197㎡、他6筆、合計2,026.61㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。9番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は347㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。10番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は352㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。11番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は106㎡、他1筆、合計138㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。12番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は109㎡、他1筆、合計364㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買、営農計画書有り(高野楨)です。以上12件について書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

- |     |    |  |
|-----|----|--|
| 議   | 長  | ありがとうございます。第3条申請の逐条審議をお願いします。それでは1番。               |
| 〇〇番 | 委員 | 〇〇番〇〇です。1番について異議ございません。                            |
| 議   | 長  | はい、2番。   |
| 〇〇番 | 委員 | 〇〇番〇〇です。2番については親子間の贈与です。3番については隣接者への売買です。異議ございません。 |
| 議   | 長  | はい、4番。   |
| 〇〇番 | 委員 | 〇〇番〇〇です。親子関係です。異議ございません。                           |
| 議   | 長  | はい、5番。   |
| 〇〇番 | 委員 | 〇〇番〇〇です。5番について異議ございません。6番と7番についても                  |

異議ございませんが、交換ということですが面積の違いについて説明お願いします。

松平 主査 申請者同士は交換の形をとっていますが、等価交換を認めるかどうかの判断は税務署に委ねております。

議 長 はい、8番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、9番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。隣接者への売買です。異議ございません。

議 長 はい、10番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。息子さんへの贈与です。異議ございません。

議 長 はい、11番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、12番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、議案第1号農地法第3条申請12件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第2号農地法第5条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。

岡内 係長 5ページをお願いします。議案第2号農地法第5条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、1, 143㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は駐車場・資材置場1, 143㎡、着工日、工事期間は許可日より6か月以内、農用地の内外は当初抜きとなっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は周囲を道路と住宅地に囲まれた農地で、第2種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、1, 215㎡、他1筆、合計2, 470㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は梅干用タンク置場2, 470㎡、着工日、工事期間は許可日より12か月以内、農用地の内外は平成14年2月18日抜きとなっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は周囲を道路と山林に囲まれた農地で、第2種農地です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況共が休耕畑、838㎡、他2筆、合計1, 805㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は分譲住宅4棟218.60㎡・道路等1, 586.40㎡、合計1, 805㎡、着工日、工事期間は許可日より12か月以内、農用地の内外は平成24年10月17日抜き、平成28年11月2日抜きとなっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は周囲を道路と住宅地に囲まれた農地で、第2種農地です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、588㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設588㎡、着工日、工事期間は許可日より12か月以内、農用地の内外は平成28年11月2日抜きとなっています。



隣接同意、水利同意はございます。この土地は過疎化の山村地域にある小集落の農地で、第2種農地です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、513㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設513㎡、着工日、工事期間は許可日より12か月以内、農用地の内外は平成28年11月2日抜きとなっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は過疎化の山村地域にある小集落の農地で、第2種農地です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、507㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設507㎡、着工日、工事期間は許可日より12か月以内、農用地の内外は平成28年11月2日抜きとなっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は過疎化の山村地域にある小集落の農地で、第2種農地です。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、713㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅1棟79.50㎡、物置33.10㎡、庭園・菜園他600.40㎡、合計713㎡、着工日、工事期間は許可日より17か月以内、農用地の内外は平成28年11月2日抜きとなっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は過疎化の山村地域にある小集落の農地で、第2種農地です。8番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、860㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設860㎡、着工日、工事期間は許可日より6か月以内、農用地の内外は用途外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は過疎化の山村地域にある小集落の農地で、第2種農地です。9番、土地の所在は〇〇〇、〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、757㎡、他3筆、合計1,201㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設1,201㎡、着工日、工事期間は許可日より3か月以内、農用地の内外は平成28年11月2日抜きとなっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は過疎化の山村地域にある小集落の農地で、第2種農地です。以上9件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。現地調査報告を行います。今回の定例委員会に、現地調査を報告する必要がある案件は、農地法第5条第1項にかかる申請が9件、農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願が3件、農地の形状変更願が3件の、合計15件であります。2月8日、〇〇〇〇委員さん、事務局から平田局長、岡内係長・それに私の4名が大塔行政局に集合いたしまして、午前9時に現地に向け出発しました。節分が過ぎたとはいえ、連日、寒風が吹きすさぶ日々が続いておりましたが、当日は、風も止み、陽気が降り注ぐ暖かい天候に恵まれまして事務局から、今回の調査にかかる詳細

な資料の提供も受けて、順調に行うことができました。それでは、議案第2号について報告します。1番は、1, 143㎡の梅畑を取り壊して整地を行い、駐車場・資材置場を整備する計画であります。現所有者は、相続により当該農地を取得しましたが、夫と共に遠方に住んでいることから、近くの人に肥培管理を手伝っていただいていたそうです。この度、隣接地で建設業を営む法人に譲渡するということです。隣接する土地は、東側にある田の所有者の同意がありますし、関係水利組合の同意もあります。他は、宅地・雑種地・県道で囲まれております。雨水は、現地において自然浸透とすることでありまして問題なしと判断いたしました。2番について報告します。2筆合わせて2, 470㎡の休耕地を整地して、タンクを用地の中に作業空間を取りながら並べて設置し、加工梅及び青梅の塩漬け用として使用するものです。譲渡人は、高齢で病気のため、農作業ができない状況にあり、当該農地の処分を考えておりましたところ、譲り受ける法人との間で譲渡契約が成立して今回の申請になったものであります。隣接地の内、南側と北側は畑でありまして、それぞれ同意を得ております。また、関係水利組合の同意も得ております。雨水は、現地にて自然浸透とすることありますので問題なしと判断いたしました。3番について報告します。3筆合わせて1, 805㎡の休耕畑の整地を行い、分譲住宅4棟の新築と道路等を整備するものです。譲渡人は、農業後継者がなく農業経営を継続することが困難な状況にあることから、譲受人に譲渡することの契約が整い、今回の申請に至ったそうです。事業内容として、切り土及び盛り土を施して整地をおこなったうえ住宅4棟218.6㎡の建築と、重力式擁壁高さ60cmから1mを34m、U字溝深さ30cm、幅30cm、長さ131mを整備する予定であります。排水については、生活排水は合併浄化槽で処理した後、雨水と一緒に側溝に流すものです。隣接農地については、東側と西側にそれぞれ畑があり、双方の所有者から同意を得ております。その他は宅地・市道・農道に囲まれております。以上のことから、問題なしと判断いたしました。4番について報告します。588㎡の休耕田に、現状のまま碎石を敷きつめて整地を行い、太陽光発電用パネル144枚を設置して、43.92kwの発電を行う予定です。なお、パネル下部の土地ベースには防草シートを設置することになっております。譲渡人は、後継者もなく農業経営が困難なため、譲受法人に譲渡する契約が整い今回の申請になったものです。隣接農地は東側及び南側に田が在り、それぞれの所有者及び管理人の同意を得ております。また、関係水利組合の同意も合わせて得ております。他の隣接する土地は、西側・北側及び東側の一部は宅地であります。雨水は現地で自然浸透による処理をおこなうことになっており問題がないものと判断しました。5番について報告します。水田513㎡に碎石を敷いて、締め固めて整地を行い、太陽光発電用パネル216枚を設置して56.16kwの発電を行う予定です。なお、パネルの下部には防草シートを設置する予定になっております。譲渡人は、後継者もなく農業経営が困難なため、譲受法人に譲渡する契約が整い今回の申請になったものです。隣接農地は、東側・西側・南側は田で、それぞれ

所有者並びに管理者の同意を受けておりますし、関係水利組合の同意も得ております。北側は宅地です。雨水は、現地で自然浸透により処理することになっております。以上のことから、問題なしと判断しました。6番について報告します。水田507㎡に5番と同じような工法で太陽光発電用パネル216枚を設置して56.16kwの発電を行う予定です。譲渡人は、後継者もなく農業経営が困難なため、譲渡法人に譲渡する契約が整い今回の申請になったものです。隣接農地は、東側・西側・南側は田でそれぞれ同意を得ておりまし、関係水利組合の同意も合わせて得ております。北側は宅地です。雨水は、現地で自然浸透により処理することになっております。以上のことから、問題なしと判断いたしました。7番について報告します。休耕畑713㎡をそのまま整地・整備して住宅1棟70.50㎡、物置33.1㎡を新築して、600.40㎡の庭園等を整備するものです。譲渡人は農業以外の仕事が多忙を極め、耕作する時間がないことから売却先を探していたところ、この度、東京から同地区へ移住を希望している譲受人との間に譲渡契約が整い申請するものです。隣接農地は、東側及び西側に畑があり、所有者の同意を得ておりますと共に関係水利組合の同意も得ております。南側は道路、北側は里道になっております。生活排水は、合併浄化槽で処理し、雨水と共に暗渠へ放流する計画です。以上のことから問題なしと判断いたしました。8番について報告します。高野槇を植栽した樹園地860㎡を整地・整備のうえ、太陽光発電パネル275枚を設置して72.87kwの発電を行う予定です。譲渡人は高齢で農業経営の縮小を考えており、この度、譲受人との間において譲渡契約がまとまり申請するものであります。隣接する農地は東側に、畑・南側及び北側も畑で各関係者の同意も添付されております。西側は道路です。排水については、雨水を現場で自然浸透させて処理することになっており問題なしと判断いたしました。9番について報告します。4筆の休耕田1,201㎡の整地を行い、太陽光発電用パネル272枚を設置して、84.32kwの発電を行う予定です。譲渡人は相続により当該農地を取得したが、遠方に転居したため耕作できずに休耕しておりました。この度、譲受人との間において譲渡契約がまとまり申請するものであります。隣接農地は東側及び北側は田であるため、それぞれ関係者の同意を得ておりますし、関係水利組合の同意も得ております。南側は雑種地、西側は県道であります。雨水は現場において自然浸透で処理することになっております。以上のことから問題なしと判断いたしました。これで、議案第2号、農地法第5条第1項による許可申請9件に関する現地調査報告を終わります。

議長

ありがとうございます。第5条申請の逐条審議をお願いします。それでは1番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。1番については現地調査委員さんの報告のとおりです。異議ございません。2番については水利の同意書をもらうのに時間が掛かりました。異議ございません。

議長

はい、3番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。現地調査委員さんの報告のとおりです。異議ございませ

議 長 ん。

〇〇番 委員 はい、4番。

議 長 〇〇番〇〇です。4番、5番、6番について異議ございません。

〇〇番 委員 はい、7番。

議 長 〇〇番〇〇です。7番、8番について異議ございません。

〇〇番 委員 はい、9番。

議 長 〇〇番〇〇です。異議ございません。

〇〇番 委員 はい、議案第2号農地法第5条申請9件異議なしとのことでございます。そのように取り扱ってよろしいでしょうか。

岡内 係長 〇〇番〇〇です。質問ですが、3番の案件にかかる計画内容の詳細説明についてお聞きしたいのですが。

議 長 戸建で4戸を建築予定です。転用敷地の中央には幅員5mの道路を設置し、個々の戸建住宅の他に、車庫や庭等を計画しています。

委員 全員 はい、それでは議案第2号農地法第5条申請9件異議なしとのことでございます。そのように取り扱ってよろしいでしょうか。

議 長 異議なし。

岡内 係長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第3号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について事務局の説明をお願いします。

議 長 9ページをお願いします。議案第3号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願についてです。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が雑種地、49㎡、他4筆、合計804㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、県道拡張改良工事に伴い農地面積が縮小され、日照条件も良くないことから平成8年に耕作を断念、その後は資材置場として使用し現在に至っております。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が宅地、357㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、昭和36年頃に、申請者の叔父(母の弟)が住居(木造平屋建)を建築し、現在に至っております。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が山林、188㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、申請人は平成9年に相続したが、現地は昭和の頃に付近の土地と共に植林され、石積による段々畑の形状が残る中、40年生位の杉林になっています。以上3件、ご審議の程よろしく申し上げます。

〇〇番 委員 はい、ありがとうございます。それでは現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番、申請場所は〇〇〇〇から北へ600m、現況は雑種地、南側が県道、北側が山林、東側、西側が田、非農地となった経緯について、申請地は県道拡張工事に伴い埋め立てを行いました。日照条件が良くないため平成8年から資材置場として利用し現在に至っております。近隣居住者及び地元農業委員の証明もあり、問題ないと思います。2番、申請場所は〇〇〇〇より東へ50m、現況は宅地、南側、東側が田、北側、西側が宅地、非農地となった経緯について、申請地には昭和36年ごろに申請者の叔父が住宅を建築し、現在に至っています。近隣居住者及び地元

農業委員の証明もあり、問題ないと思います。3番、申請場所は〇〇〇〇より西へ900m、現況は山林、東西南北とも山林です。非農地となった経緯について、申請地は平成9年に相続しましたが、既に昭和の頃に周辺の山林とともに植林され、現在40年生余りの杉林となっています。山林管理者及び地元農業委員の証明もあり、問題ないと思います。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番について異議ございません。

議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、3番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現地には当日4名で確認してきました。異議ございません。

議 長 はい、ありがとうございます。議案第3号農地法第2条の規定による農地でない旨に証明願3件について、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、議案第4号農地の形状変更願について、事務局からの説明をお願いします。

岡内 係長 11ページをお願いします。議案第4号農地の形状変更願です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、376㎡の内150㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、変更理由は盛土して花木を植栽したいであります。着工日、工事期間は許可日より6か月以内、隣接同意、水利同意はございます。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、100㎡、他1筆、合計206㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、変更理由は盛土して野菜畑に変更したいであります。着工日、工事期間は許可日より6か月以内、隣接同意、水利同意はございます。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、330㎡、他1筆、合計554㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、変更理由は盛土して野菜畑に変更したいであります。着工日、工事期間は許可日より6か月以内、隣接同意、水利同意はございます。以上3件、ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番、申請場所は〇〇〇〇より北へ250m、現況は田、東側が畑、同意あります。西側が公衆用道路、南側が田、北側が田、畑で地元水利組合の同意もあります。申請地は現在ハス田ですが、一部を埋め立て畑としてビショコを植えつけるものです。内容は盛土2m、排水は自然浸透です。2番、申請場所は〇〇〇〇より北東へ50m、現況は田、東側が畑、西側、南側、北側が田で同意あります。東側が畑で同意あり、西側、南側、北側が田で同意あります。地元水利組合の同意もあります。申請地は沼地で農機具が使用できないため、埋め立て、野菜を作付けするも

のです。内容は盛土1 m、排水は自然浸透です。6番、申請場所は〇〇〇〇より北東へ30 m、現況は田、東側が畑、西側、南側、北側が田ですべて同意あります。東側が畑で同意あり、西側、北側が田で同意あり、南側は市道です。地元水利組合の同意もあります。申請地は接続道より落ち込んでいて、沼地で農機具が使用できないため、埋め立て、野菜を作付けするものです。内容は盛土1 m、排水は自然浸透です。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。1番を除いて逐条審議をお願いします。2番。〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。2番、3番について異議ございません。

議 長 はい、ありがとうございます。2番、3番について、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、そのようにさせていただきます。それでは〇〇〇〇さん退席願います。

〇〇番 委員 (退席)

議 長 それでは、逐条審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。場所は自宅の前です。一部を埋め立てるということです。異議ございません。

議 長 はい、ありがとうございます。2番、3番について、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、報告第1号農地等売渡あっせん成立について、事務局からの説明をお願いします。

岡内 係長 1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、560 m<sup>2</sup>、売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日は平成29年1月15日、価格は25万円です。あっせん委員は〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員です。

議 長 はい、ありがとうございます。顛末の報告をお願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1月の定例会で申請のあったものです。隣接地が〇〇〇〇〇さんでして、この際、ご無理をお願いして買っていただいたという状況です。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。只今の報告についてご意見等ございませんか。

(なしの声あり。)

議 長 ないようですので、そのようにさせていただきます。続きまして、報告第2号農地法施行規則第53条第1項第14号による協議について、事務局からの説明をお願いします。

松平 主査 1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、331 m<sup>2</sup>の内2.25 m<sup>2</sup>、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借権の設定、無線基地局工事、コンクリート柱1本、機器装置一式です。

議 長 はい、ありがとうございます。只今の報告についてご意見等ございませんか。

(なしの声あり。)

議 長 ないようですので、そのようにさせていただきます。続きまして、追加議案として農地等売渡あっせん申出について上程させてもらってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、追加議案第1号農地等売渡あっせん申出について、事務局からの説明をお願いします。

岡内 係長 1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は396㎡、他2筆、合計1,190㎡、作物はみかん、梅、希望価格は合計550万円、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、以上1件、ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、地元委員さんの状況説明をお願いします。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇は水田転換をされて、みかんを作っております。この畑で1トンくらいの収量があり、品種は上野早生です。現在は10年生の盛りの状態です。〇〇〇は小高い山の中腹に位置しています。南向きのフラットな畑で現在はみかと梅を作っています。梅については10年生くらい、みかんは15年生くらいで収穫量はあるとのことです。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。議案第1号1件について、あっせんすることに異議ございませんか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、あっせん委員さんを私の方から指名させてもらってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さんの3名です。よろしくをお願いします。それではその他の案件ですが、1月の県農業会議提出案件の4条3件、5条9件について無事答申されましたことご報告申し上げます。これで予定しておりました案件は全て終了しましたが、皆さんから何かございませんか。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。あっせんで取得した農地の地目変更は何年後に可能ですか。

岡内 係長 原則3年は耕作していただきたいです。

議 長 他にご質問ございませんか。

(なしの声あり。)

議 長 なければ事務局から報告があります。

平田 局長 視察研修についての説明あり。

松平 主査 農地相談についての報告あり。

議 長 他に何かございませんか。

(なしの声あり。)

議 長 ないようでございましたら、長時間に亘りまして慎重にご審議いただきましてありがとうございます。本日はこれで終了いたします。どうもあり

ありがとうございました。

午後 3 時 5 1 分終了